

令和6年度
官公需確保対策地方推進協議会

令和6年8月26日

千葉県における 中小企業者のための官公需 確保対策等について

1. 千葉県の官公需契約実績
2. 千葉県中小企業の振興に関する条例
・ ちば中小企業元気戦略
3. 中小企業者に対する県の官公需契約の方針
4. 入札制度等の主な改正状況
5. 官公需に関連する取組事例

1. 千葉県の官公需契約実績

1. 千葉県の官公需契約実績

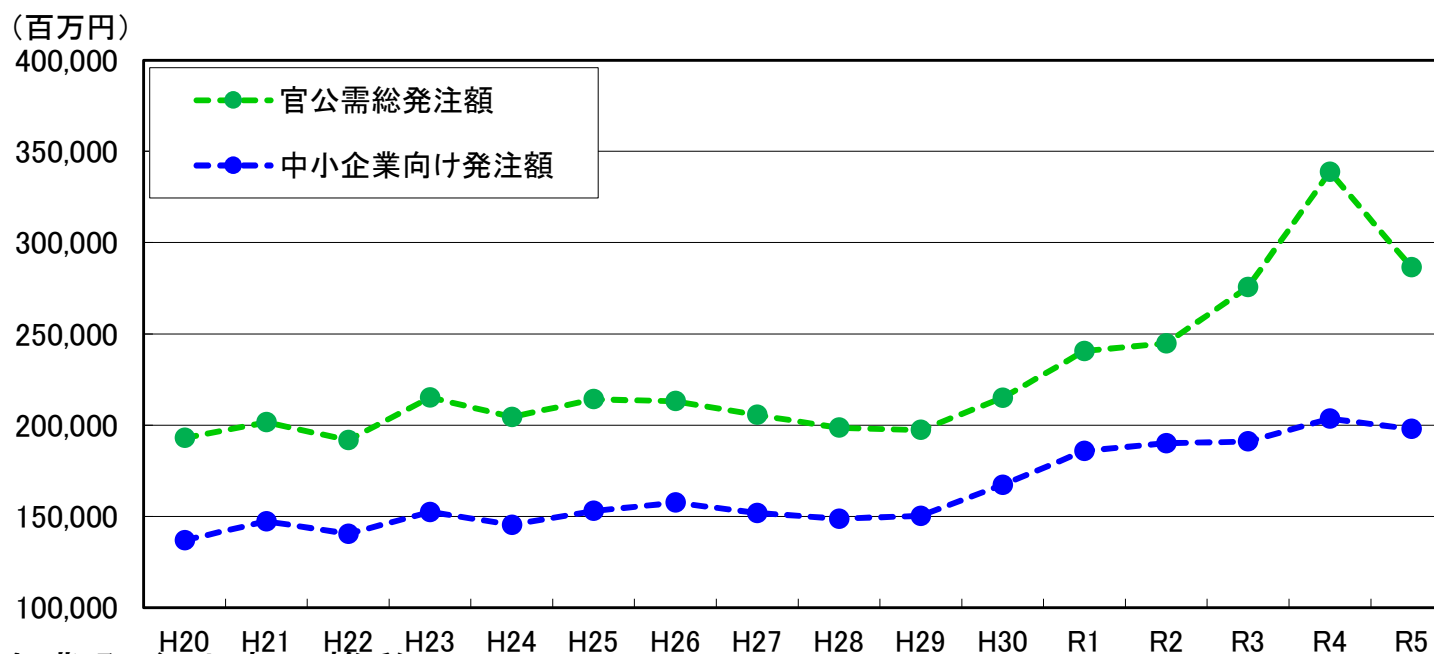
単位：総数・発注数(件) 金額(百万円)

区 分		平成 20 年度	令和 元年度	2年度	3年度	4 年度	5 年度
件 数	官公需総数	192,790	186,031	189,340	180,609	174,396	169,481
	中小企業向け発注数	164,755	163,516	165,311	157,179	151,523	146,733
	中小企業向け比率(%)	85.5	87.9	87.3	87.0	86.9	86.6
金 額	官公需総額	192,980	240,613	244,853	275,605	338,839	286,456
	中小企業向け発注額	136,918	185,884	190,109	191,019	203,548	197,899
	中小企業向け比率(%)	70.9	77.1	77.6	69.3	60.1	69.1

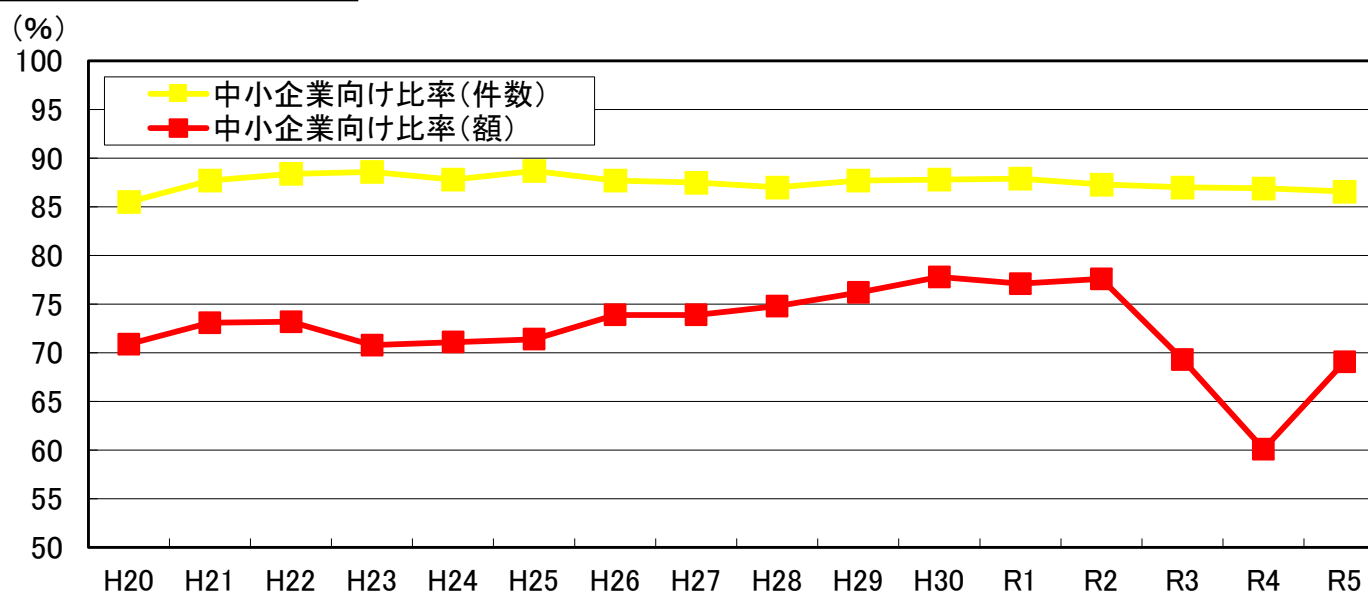
官公需実績は、県(一般会計・特別会計)、公営企業(企業局、病院局)、公社(住宅供給公社、道路公社等)の工事、役務及び物品で、中小企業に発注が可能な契約を対象としている。

1. 千葉県の官公需契約実績

○ 官公需総額、中小企業発注額の推移



○ 中小企業発注比率の推移



2. 千葉県中小企業の振興に関する条例

- ・ ちば中小企業元気戦略**

○ 千葉県中小企業の振興に関する条例

(平成19年3月16日条例第5号)

中小企業の経営基盤の強化を図るため、「千葉県中小企業の振興に関する条例」を制定し、“中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする”ことを明記

官公需対策については、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第8条を受け、千葉県では「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」を作成し、実施していますが、中小企業振興の条例の制定にあたり、このことを特に明記しています。

中小企業の受注機会の確保を図るもので、受注量の増加を保証するものではありません。

2. 千葉県中小企業の振興に関する条例・ちば中小企業元気戦略

○ ちば中小企業元気戦略

平成18年12月に、中小企業振興の県の基本方針である「ちば中小企業元気戦略」を策定し、戦略に基づき各種施策を講じており、その後の経済情勢の変化や、国の新たな中小企業施策、県総合計画等を踏まえ、令和5年3月に「第5次ちば中小企業元気戦略」を策定し、「官公需の推進」を重要な施策の一つに位置付けて取り組んでいます。

千葉県中小企業の振興に関する条例に基づく基本方針
「第5次ちば中小企業元気戦略」を策定

迷ったらずココに！ ↓
チャレンジ企業支援センター ☎043-299-2907
(起業・創業・事業再構築・生産性向上・経営相談)

技術的な相談をしたい！ ↓
千葉県産業支援技術研究所 ☎043-231-4365
(製品開発・研究開発)

多様な人材の確保・定着に取り組みたい！ ↓
ジョブカフェちば ☎047-460-5500
千葉県ジョブサポートセンター ☎043-245-9420

成長戦略に必要な即戦力を確保したい！ ↓
千葉県プロフェッショナル人材戦略拠点 ☎043-299-2903

事業引継ぎについて相談したい！ ↓
千葉県事業承継・引継ぎ支援センター ☎043-305-5272

千葉県内で実証実験に取り組みたい！ ↓
千葉県経済政策課 ☎043-223-2703

中小企業に対する支援策を配信しています！
メールマガジン 千葉県産業支援センターから
経営に役立つ情報(助成金・セミナーなど)を毎週メール配信
Facebook ちば中小企業元気戦略
県商工労働部各課の幅広い支援策を定期的に更新

地域勉強会に参加します！
ちば中小企業元気戦略は、中小企業や市町村、経済団体、金融機関、支援機関等の協賛と意見交換を行い、各種施策を進めるのが特徴です。
県内各地域で中小企業の情報交換と意見交換を行い、企業が抱える課題を共有するとともに、各種支援策を周知します。また、中小企業の集約(会合・勉強会など)に、ぜひ職員も参加させていただきます。

千葉県商工労働部経済政策課

第5次 元気戦略 Q&A

令和5年(2023年)3月

第5次ちば中小企業元気戦略 概要

県内企業のうち99.8%を占め、雇用者数の72.6%が就業する中小企業は、本県経済の主要な担い手として、地域と雇用を支えています。
デジタル化の進展や新しいライフスタイルへの対応、カーボンニュートラルやSDGsの実現に向けた動きなど中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。
県では、地域経済を支える中小企業が、これらの変化を活かして持続可能な成長を実現できるよう、令和5年3月に「第5次ちば中小企業元気戦略」を策定し、関係支援機関と連携しながら支援していきます。

ちば中小企業元気戦略って？
中小企業の皆様と意見交換を重ね、平成18年に策定した県の中小企業の振興に関する基本方針です。これまでに、社会・経済環境の大きな変化を背景に4回の見直しを行っています。

第5次のポイント
中小企業は、資金繰り、人手不足、事業承継等の課題から成長に加え、デジタル化の急速な進展や新しい働きかたへの対応などの新たな課題への対応も求められています。県では、新たに「施策横断の視点」を策定し、成長を促していきます。

目指すべき姿
地域経済を支える中小企業の持続可能性を高めるとともに、社会・経済環境の変化に対応し、干渉しにくい強い成長を実現

基本的方向
成長の後押し 経営基盤の強化 人材の確保・育成・定着 地域活性化

新たに設定/施策横断の視点
・デジタル技術の活用
・SDGsの推進
・グローバルな動きへの対応
・ライフスタイルの多様化

具体的な施策に展開

成長の後押し
【産業・販路への支援】
●新しい販路の開拓や販路拡大を支援する取組や、革新的なベンチャー企業に対する多様な助成金や資金支援などを行い、起業・創業への取組を支援します。
【成長産業への参入促進】
●海上風力発電などの再生可能エネルギー産業や健康・医療などの分野、バイオ・フーズ・アグリ・バイオ、食品関連等の成長分野への参入を促進します。
【デジタル化・DX実現に向けた支援】
●デジタル化の推進やDX実現に向けた専門知識の提供により、企業のデジタル化の役割に応じて支援します。
【産業連携・企業間連携の促進】
●産学連携や産官連携などを進め、ものづくり分野における連携を促進します。
【国際競争力や技術力向上への支援】
●産業支援技術研究所等が研究・技術開発から人材育成までの技術支援を行います。

経営基盤の強化
【経営課題の解決に向けた支援】
●生産性向上・事業再構築等の取組に対して専門的助成金などの付帯支援を行います。
【事業承継への支援】
●事業承継の支援ニーズの早期把握により、経営者の早期退職を促します。
【SDGsやカーボンニュートラルの取組の促進】
●再生可能エネルギーの活用や省エネルギー設備の導入等を支援します。
【リスクマネジメントに係る支援】
●BCPの策定や見直しなどについて、専門的助成金により支援します。

人材の確保・育成・定着
【多様な人材の確保への支援】
●若者、女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の確保・定着を支援します。
●経営課題の解決に必要な専門的知識や技術を持つ専門人材の採用を支援します。
【多様な働き方を支援する環境整備】
●働き方改革やテレワーク導入に関するセミナーや専門的助成金により、働きやすい環境づくりに支援します。
【人材育成への支援】
●ものづくり分野等におけるリスキリング(学び直し)を支援します。
●工業高校等の教育機関と連携し、若者のものづくりへの興味・関心を高めます。

地域活性化
【地域の特色を活かした地域活性化】
●観光資源や地域資源の活用による観光振興、事業化について、関係機関から商品開発、販路開拓まで一貫した支援を行います。
●マーケティングの導入や検討している企業を支援し、新たな地域の個性を活かして参入を促進する地域の取組を支援します。
【地域づくり・まちづくりと連携した中小企業の活性化】
●地域活性化やまちづくりと連携した中小企業の活性化として企業誘致を促進します。
●専任的なアドバイザーや先進技術、新たなビジネスモデル等を活用し、地域社会により地域振興の解決を図るため、地域の個性を活かして参入を促進する地域の取組を支援します。

3. 中小企業者に対する県の官公需契約の方針

県では、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」及び「千葉県中小企業の振興に関する条例」に基づき、中小企業者の受注機会の増大を積極的に推進するものとして「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」を定め、特に県内中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるものとしています。

【主な項目(抜粋)】

- 中小企業者の受注機会の増大のための措置
 - ・ 物品等の一般競争入札等において、「地域要件」の設定
 - ・ 一般競争入札における総合評価方式の評価項目として「地域精通度等」の設定
 - ・ 官公需適格組合等の活用(制度の周知、事業協同組合等の受注機会の増大)
- 官公需に係る施策の推進
 - ・ 各部局の契約担当職員等に対する施策を周知徹底
 - ・ 市町村、関係団体等に対する施策の周知徹底

4. 入札制度等の主な改正状況

4. 入札制度等の主な改正状況

○令和6・7年度名簿における「担い手確保」の評価について(建設工事等)

令和6・7年度の入札参加資格者名簿(建設工事業)の主観点項目では、担い手確保に関する取組みとして、これまでの「新規卒業者雇用」に加え、「子育てサポート」、「女性活躍推進」、「若者の雇用管理」、「協力雇用主登録」を新たに評価します。

【令和6・7年度入札参加資格名簿の審査内容及び変更点(HP抜粋)】

変更点: 赤字

9 担い手確保	県内に本店を有する者が、以下の項目に該当するとき、それぞれ加点		最大20点
	【新規卒業者雇用】	基準日前2年以内に新卒者を採用し、かつ継続して雇用している者	1人につき10点
	【子育てサポート】	基準日までに、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」又は「トライくるみん認定」)を受けている者、又は同法第12条第4項の規定により、一般事業主行動計画を届け出るよう努めなければならないとされている者であって当該計画を届出している者	5点
	【女性活躍推進】	基準日までに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(「えるぼし認定」又は「プラチナえるぼし認定」)を受けている者、又は同法第8条第7項の規定により一般事業主行動計画を届け出るよう努めなければならないとされている者であって当該計画を届出している者	5点
	【若者の雇用管理】	基準日までに、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定)を受けている者	5点
	【協力雇用主登録】	基準日までに、保護観察所に協力雇用主として登録されている者	5点

5. 官公需に関連する取組事例

5. 官公需に関連する取組事例

○ 官公需相談窓口の設置

中小企業の官公需受注機会の増大を図るため、「官公需契約の仕組み」、「官公需受注のための資格」、「入札の手続き」などの相談に応じて助言等を行う目的で、県庁関係課、官公需関係出先機関など49箇所に官公需の総合相談窓口を設置

○ 国や県の官公需施策の周知

毎年閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」をはじめ、その他の官公需に関する施策について、県の関係部署(61部署)、外郭団体(17団体)、市町村(54市町村)、一部事務組合(43機関)に通知し、周知

5. 官公需に関連する取組事例

○ ものづくり関連事業

千葉県内の中小企業が有する優れた製品や独創的な製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定し、国内外へ広く情報を発信

令和5年度は「超狭小空間点検用ドローンIBIS2」や「家庭用小型スーパーアルカリイオン水生成機e-hope」など4製品を認定

《これまでの実績》

- ・ 千葉ものづくり認定製品（平成18年創設。延べ190製品を認定。）

令和2年度：7製品、令和3年度：8製品、令和4年度：6製品、令和5年度：4製品

- ・ トライアル発注事業（製品の購入は、19～21年度で終了。延べ14製品）

平成19～21年度に購入した3製品について、製品の使用評価・効果をまとめ公表



千葉県ものづくりネットワークでは県内ものづくり産業のブランドイメージの向上、技術連携、販路開拓等を目的に、ホームページを活用して、「県内企業のセールスポイント」や「県内企業が持つ技術の強み」など、ものづくり産業を支える優れた技術力を情報発信

本日ご説明させていただいた資料、関係規程などは、千葉県ホームページで公表しています。

○千葉県中小企業の振興に関する条例

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/genkist/jourei/index.html>



○第5次ちば中小企業元気戦略

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/genkist/keiiminaoshi/5ji/dai5ji.html>



○中小企業者に対する県の官公需契約の方針

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/genkist/kankouju/chuushou-kaitei.html>



○令和6・7年度入札参加資格審査申請関係(建設工事等)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/sankashikaku/67shinsashinsei.html>



○官公需施策の推進

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keisei/genkist/kankouju/index.html>



ご清聴ありがとうございました



千葉県 経済政策課 政策室

TEL:043-223-2703

E-mail:keisei-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp